

南越前町が指定する避難所を見直しました

■問合せ 総務課防災安全室 ☎ 47-8000

「危険から逃れるための場所（＝指定緊急避難場所）」と「避難生活を送るための場所（＝指定避難所）」を明確に区別して指定するよう平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、町では災害対策基本法および東日本大震災の教訓を踏まえ、本年 3 月に、避難所の見直しを行いました。集落センター等は自主避難施設という位置付けから、今後は指定された避難所に避難するまでの一時集合場所という位置付けに変わりました。

各集落の指定緊急避難場所および指定避難所は次のとおりです。

南条地区

自治会・集落	(一時集合場所)	指定緊急避難場所 および指定避難所
東大道、 西大道	大道担い手センター	南条中学校 南条小学校 南条地区公民館
鯖波	鯖波生活改善センター	南条活性化施設ホノケ
奥野々	奥野々区民センター	
上別所	上別所集落センター	
関ヶ鼻	関ヶ鼻生活改善センター	南条保健福祉センター
東谷	東谷生活改善センター	
清水	清水集落センター	
脇本	脇本活性化センター	
嶋	嶋活性化センター	
日野	日野区公民館	南条勤労者 体育センター
上平吹	上平吹コミュニティセンター	
鋳物師	鋳物師コミュニティセンター	
堂宮	堂宮区民センター	
金粕	金粕区民センター	
中小屋	中小屋集落センター	
阿久和	阿久和区民センター	
下牧谷	下牧谷集落センター	南条文化会館
上牧谷	上牧谷区民センター	
上野	上野集落改善センター	
桜町	桜町区民センター	

河野地区

自治会・集落	(一時集合場所)	指定緊急避難場所 および指定避難所
大谷	大谷集会所	桜橋運動公園体育館
大良	大良集会所	
桜団地	桜団地集会所	
河内	河内集会所	
具谷	具谷集会所	
赤萩	赤萩集会所	河野小学校 河野中学校 河野地区公民館
河野	河野地区公民館	
今泉	今泉集会所	
甲楽城	河野地区公民館甲楽城分館	河野地区公民館
糠	河野地区公民館糠分館	

※役場本庁舎および別館については、必要に応じ避難所として開設します。また、災害の種類によって避難所が変わる場合があります。

今庄地区

自治会・集落	(一時集合場所)	指定緊急避難場所 および指定避難所
新北府、 北府、山王	湯尾ふれあい会館	湯尾ふれあい会館
日吉、天王	湯尾生活改善センター	湯尾小学校
稲荷(湯尾)、 八幡、 旭(湯尾)	湯尾小学校	
八乙女	八乙女生活改善センター	
燧	燧ふれあいセンター	ふるさと交流センター きらめき
社谷	社谷農業集落多目的集会施設	
久喜	久喜構造改善センター	
長沢	長沢コミュニティセンター	
馬上免	馬上免集落生活改善センター	
古木	古木生活改善センター	
上温谷	上温谷集落センター	
小倉谷	小倉谷林業集会センター	今庄小学校 今庄住民センター
瀬戸	瀬戸集落生活改善センター	
杉谷、杣木俣	杉谷構造改善センター	
荒目、藤倉	荒目ふれあい会館	今庄中学校
白鬚、梅ヶ枝 立石	今庄地区公民館	
観音、愛宕	今庄地区公民館	今庄地区公民館 鹿萩分館
旭(今庄)	大鶴目集会所	
稲荷(今庄)	南今庄地区コミュニティ施設	
栄	三本木集会所	今庄地区公民館 鹿萩分館
南今庄	南今庄生活改善センター	
下新道	下新道構造改善センター	
上新道	今庄地区公民館鹿萩分館	堺地区体育館
大桐	大桐ふれあいセンター	
二ツ屋	二ツ屋集落生活改善センター	
合波	合波集落生活改善センター	
大門	大門集落生活改善センター	
孫谷	孫谷生活改善センター	今庄地区公民館 堺分館
荒井	荒井ふるさと交流文化伝承施設	
八飯	八飯活性化センター	今庄地区公民館 堺分館
宇津尾	宇津尾集落センター	
橋立	橋立集落生活改善センター	
広野	広野生活改善センター	